

豊中市生活困窮者応援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい生活保護を受給していない生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立支援機関」という。）が実施する生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業等につなげるとともに、各種支援へのつなぎ及び伴走型支援を行うことを目的として、法第3条第2項第3号に規定する計画（以下「支援プラン」という。）を策定した者に対し給付金を給付する豊中市生活困窮者応援事業に関する事項を定める。

（定義）

第2条 豊中市生活困窮者への給付金（以下「生活困窮者給付金」という。）は、前条の目的を達するために、豊中市（以下「市」という。）が給付する給付金をいう。

（給付対象者）

第3条 生活困窮者給付金の給付対象者は次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1)申請時及び受給時に生活保護を受給していないこと
- (2)申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- (3)豊中市内に居住実態を有していること
- (4)令和8年9月1日から令和9年1月31日までの間に、市及び市が委託事業にて設置している自立支援機関において面談の上、支援プランを策定した者又は令和8年9月時点で支援プラン期間中である者（以下「給付対象者」という。）

（給付額）

第4条 前条の規定により給付対象者に対して給付する生活困窮者給付金の額は、1人当たり10,000円とする。

（給付の方式）

第5条 自立支援機関は、支援プランを策定した給付対象者に対し、生活困窮者給付金の申請書（以下、「申請書」という。様式第1号又は第2号）を交付し、給付対象者からの申請書の提出をもって申請があったものとする。

- 2 自立支援機関のうち、受託事業者は、給付対象者から申請書を受領したときは、速やかに市に提出するものとする。
- 3 市は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、給付の可否を決定するとともに、その結果を申請者に通知（様式第3号及び様式第4号）するものとする。
- 4 生活困窮者給付金については、原則として申請書に記載された金融機関口座への振込により給付する。ただし、やむを得ない理由がある場合この限りではない。

（申請書の受付開始日等）

第6条 申請書の受付開始日は、令和8年9月1日とする。

- 2 申請書の提出期限は、令和9年2月26日とする。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により生活困窮者給付金の給付を受けた者に対し、その返還を求める。

（その他）

第8条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から実施する。